

# 石島会計メモ



中央区日本橋本石町 4-5-12  
友泉本石町ビル 3階  
石島公認会計士事務所  
(03)3275-1311  
発行責任者 石島慎二郎

2024年3月号

## 交際費と会議費の境界線

### 交際費に該当するとどうなる？

事業に関わる相手先を接待するときに支払った費用は交際費と呼ばれます。得意先や仕入先との関係性を円滑にするためには重要な支出となります。

ただし、見境なくこの交際費を経費と認めてしまうと、所得を小さくする（節税する）ためだけにじゃぶじゃぶと交際費を使われてしまいますので、経費にできる交際費には限度が設けられています。中小企業では年間800万円以下であれば全額が経費（損金）となりますが、それを超える部分は経費になりません。（なお、接待飲食費の50%を経費にできる特例もありますが、接待飲食費が1,600万円超でなければ800万円の枠の方が有利です）

「“交際費”としないで“雑費”にしておこう」というのはダメです。実態として接待交際にあたるものは、800万円の枠に含まれます。



### 交際費に含めなくて良いものがある

大半の従業員を対象として慰安のために行われる社員旅行などは「福利厚生費」となり交際費から除くことができます。また、社名が入ったカレンダーや文具を送る場合は「広告宣伝費」として交際費から除かれます。このように交際費に含めなくてよいものはいくつかありますが、特によく出てくるのが、「**飲食等の費用で一人当たり5,000円以下のもの**」です。

接待目的で飲食した場合でも、一人当たりの金額が5,000円以下におさまれば、本来交際費となるどころ「会議費」等で処理することが認められます。たとえば、社員3名、取引先3名で3万円だったとすると、一人当たり5,000円ですから、会議費として処理し800万円の枠に含めないことができます。

ただし、その場合は飲食等の年月日、参加した取引先の名称や関係、参加人数などを記載した領収書等の書類の保存が必要ですので、しっかりと記録しておきましょう。



## 5千円を超えたらすべて交際費なわけではない

勘違いされやすいのですが、飲食費等が5千円を超えたらすべて交際費になるかといえば、そうではありません。この5千円の基準は、あくまで交際費から除くことができるかどうかです。



たとえば、会議室を借りてお弁当や飲み物を購入して打合せを行った場合、一人当たり金額が6,000円になったとしても、これはあくまで会議のための支出ですから、そもそもが会議費となります（常識的に考えて高すぎるものを除く）。一方で、接待を主目的として開かれた食事は交際費となるのが基本ですが、一人当たり金額が5,000円以下におさまる場合、交際費に含めず会議費等として処理できるということです。

## 社員のみの場合は要注意

もうひとつ注意しておきたいのは、上記5千円基準は取引先等の社外の人間との飲食費用に対して適用されるものだということです。外部者を含まず、一部の役員や社員のみで飲食した場合は、一人当たりの金額で交際費から除かれるかどうかという話は出てきません。

社員だけの飲食の場合、実態として会議が行われていれば会議費、そうでなければ交際費になります。この区分は微妙なところがありますが、お酒をたくさん注文していたりお酒がメインで提供されるお店（Barなど）で面会していたりする場合、会議費として処理することは難しくなると考えられます。



## 税制改正で5千円→1万円へ倍増

令和6年度税制改正では昨今の物価上昇を受け、これまでの5千円基準から、一人当たり1万円以下のものは交際費から除くとする見直しが行われています。（令和6年4月1日以後に支出する飲食費等について適用予定）。

枠が倍増となりますので反響はあるかと思いますが、会議費となるか交際費となるかの判定方法や、書類保存が必要な点などは特に変更ありませんので、そのあたりは注意しつつ新しい基準を利用していきましょう。

（文章 石島慎二郎）

## 間違いやすい日本語

新妻 舞

みなさま、いかがお過ごしでしょうか。弊所は絶賛繁忙期！みなさまのおかげでもありがたいことでございます。そんな中、回ってきましたこの記事の当番。

ネタがない、あーネタがない…自分の趣味について書くか、旅の記事を書くか(でも旅記事多いからやめておこう)…と、あーでもないこーでもないと考えつつ、ふと見ていたテレビからヒントをもらいました。



「意味を間違いやすい日本語5選(文化庁 Web サイト参照)」をご紹介します。みなさまは正しい言葉の意味をご存知でしょうか。ご存知の方も少しのお時間お付き合いください。ちょっとした豆知識としてお読みいただけたら幸いです。

### 第5位 「失笑する」

小馬鹿にする時の笑い方や呆れた時の笑い方、笑いが出ないほど呆れるといった意味で使っていることも多いかと思えます。

「失笑」の正しい意味は「思わず吹き出して笑う」「笑ってはいけないもの、おかしさにこらえ切れずうっかり笑ってしまった」という意味です。「失笑」の「失」は「あやまって」「うっかり」「しくじり」という意味であり、「そんなつもりなく、つい笑う」という意味合いが強い言葉になります。「失笑」の誤用には「失笑を買う」という言い方に原因があるという説があり、愚かな言動によって他者から笑われるという意味に「呆れる」というニュアンスが込められていると勘違いされ、失笑という単語も同じ意味だと勘違いされるようになったということです。



### 第4位 「他山の石」

他人のよい言行は自分の行いの手本となる、他人の成功を見習って頑張ることとして誤用してしまうことが多い言葉です。



「他山の石」は中国の詩集「詩経」の中の故事「他山の石以て玉を攻むべし」を由来として、「他の山の粗悪な石ころでも、宝石を磨く程度には役立つ」という意味から転じて、「人のつまらない言行でも、自分の人格を育てる助けとなる」という意味で使われるようになりました。「お手本にする」などのいい意味として使われる言葉ではないため、目上の相手の言行に対しては使うのは失礼にあたります。「他山の石」は「対岸の火事」とも混同されて誤用されやすいようです。

### 第3位 「破天荒」

豪快で大胆不敵な様子や、大胆で型破りなことをするといった意味で使っていることが多いかと思います。



破天荒は中国の故事からきていて、唐の時代に難関とされた高等官吏資格試験に合格する者が100年以上も現れないために「天荒(未開の地のこと)」と呼ばれていた地域があり、ある年に劉蛻(りゅうぜい)という人物が初めて試験に合格したことから、「天荒を破った」と称賛されたということが由来となり、破天荒は「誰も成し得なかったことを初めて行うこと」という意味になりました。

正しい意味ではなく豪快・型破りという認識が増えた理由は、字面に「荒々しさ」や「型破り」といったニュアンスがあるためといわれているそうです。

### 第2位 「確信犯」

悪いこと、または迷惑がかかることをわかった上で行われた犯罪や行為、またはその行為を行った人のことを「確信犯」という言葉の意味であると認識している人が多いかと思います。



「確信犯」はもともと法律用語で「自分の行いが正しいという信念に基づいて行われる犯罪行為」のことです。法律に反していることを最初から確信しているのではなく、道徳や宗教、政治などの価値観から判断すると「善行だと確信」できることを遂行したけど、それが法律違反だったりすることを意味します。「行為の悪質性を確信している」のではなく「政治的宗教的信念から行為を正しいと確信している」というのが正しい意味になります。「確信」が「固く信じて疑わないこと。また、固い信念」のことを表し、そこにルールを破る意味の「犯」がつくことで、知っていながら悪いことをするという意味にとらえられ広まったといわれています。

### 第1位 「姑息」

卑怯であるさまや、ずるいといった意味で思い浮かべる方が多いかと思います。もともと「姑」という漢字に「とりあえず、一時」の意味があることから、「姑息」は「一時の間に合わせ、その場しのぎ」という意味で使うのが正しい意味だそうです。この本来の意味の「その場しのぎ」などのネガティブな印象が強く「卑怯なこと」というように捉えられるようになったことから誤用されるようになったようです。

この他にもいろいろと誤用が浸透した言葉が多く驚きました。言葉は時代の流れとともに意味も変化していくとして、辞書などには新たに定着した意味が追加されたりしています。“正しい”日本語は現時点の“正しい”に過ぎません。それを踏まえたくうえで、“正しい”言葉遣いに気を付けながら言葉の変化を楽しんでいきましょう。